

佐賀県告示第百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、佐賀県営住宅及び駐車場の使用料の収納の事務を平成二十四年四月一日から次のとおり委託した。

なお、佐賀県営住宅及び駐車場の使用料の収納の事務の委託（平成十八年佐賀県告示第二百五十九号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年四月六日

佐賀県知事 古 川 康

一 佐賀土木事務所、神埼土木事務所及び鳥栖土木事務所管内に所在する県営住宅及び駐車場の使用に係る収納の事務

(一) 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社マベック

代表者の氏名 代表取締役社長 伊藤常文

主たる事務所の所在地 佐賀市新中町一一番一八号

(二) 委託事務の内容

次に掲げる使用料の直接収納

ア 佐賀土木事務所、神埼土木事務所及び鳥栖土木事務所管内に所在する県営住宅の使用料

イ 佐賀土木事務所管内に所在する県営住宅の駐車場の使用料

(三) 使用料の収納場所

佐賀市城内一丁目六番五号

株式会社マベック佐賀管理室

二 唐津土木事務所、伊万里土木事務所、武雄土木事務所及び鹿島土木事務所管内に所在する県営住宅及び駐車場の使用料に係る収納の事務

(一) 名称 川原建設株式会社

代表者の氏名 代表取締役 川原良太

主たる事務所の所在地 伊万里市二里町八谷搦一五番地一〇

(二) 委託事務の内容

次に掲げる使用料の直接収納

ア 唐津土木事務所、伊万里土木事務所、武雄土木事務所及び鹿島土木事務所管内に所在する県営住宅の使用料

イ 唐津土木事務所管内に所在する県営住宅の駐車場の使用料

(三) 使用料の収納場所

伊万里市新天町一二二番地四

川原建設株式会社伊万里管理室